

## 「食べものの放射能汚染」のここが問題

1. そもそもは、
  - (1) 少なくとも放射線管理区域指定基準を超える放射能汚染地帯でのすべての生産活動をやめよ
  - (2) 福島第1原発事故による放射能汚染で被害を受けた方々に対しては万全の賠償・補償
  - (3) 除染活動は放射能汚染の薄い地域から、ホット・スポット撲滅を目的に少しずつ
  - (4) 除染が終わり十分に放射能汚染が除去されるまでは避難・疎開・移住を政府が保障
  - (5) 放射能汚染にかかるすべての経費は事故原因者（東京電力、メーカー・ゼネコン・原子カムラ（研究費・推進費を削れ））へ求償する
2. 放射能汚染調査・検査が不十分
  - (1) サンプル数が少なすぎる（にもかかわらず厚生労働省は毎年度末に絞り込み方向で見直し）
  - (2) サンプルの抽出の仕方に疑問（サンプルの取り方、利益相反他）
  - (3) 放射性セシウム以外の放射性核種（放射性ストロンチウムなどは隠蔽か？）
  - (4) 流通段階や加工食品・外食は業者に丸投げ
  - (5) 消費者が自由に持ち込める公的測定所がない
  - (6) 規制値を超えた汚染物の廃棄処分に不安（闇流通に乗る可能性）
3. 農地の土壌汚染マップがいつまでたっても作成されない  
（農地の上下土壌のかき回しやカリウム多投施肥では農地汚染は解決せず、むしろカリウム 40 の稲への残存量増加で危険の可能性、表土撤去しても森林汚染放置なら再汚染）
4. 生産者・農家の農業労働被曝が無視されている
5. 厚生労働省が定める飲食品への残留放射能規制値がデタラメ
  - (1) 飲食だけで年間1ミリシーベルト
  - (2) 胎児・幼児・子供らの放射線被曝弱者への考慮がほとんどない
  - (3) 一般食品の限度である放射性セシウム=100ベクレル/kgは「嚴重保管汚染ゴミ」の基準
  - (4) 放射性セシウム以外の危険な放射性核種を無視・軽視  
（田中俊一原子力規制委員長が言う「規制値に根拠なし」は「逆の意味」）
6. 規制値を上回る生鮮品が見つかった場合の対応の仕方がよろしくない
  - (1) 危険もみ消し型の対応 ⇒ 飲食品のホット・スポット発掘型へ転換せよ
  - (2) なぜ汚染していたのかの徹底調査と生産活動継続の是非判断（除染で対応できるか）
7. 出荷停止解除の条件が甘い
8. 食品流通過程の「偽装表示」「非表示」で消費者・国民は知らぬ間に汚染物を飲食
9. 「安全・安心キャンペーン」が根拠もなく展開され、肝心なことが手抜きされている
  - (1) その狙いは、福島県をはじめ放射能汚染地域の農林漁業・食品産業の復旧・復興ではなく、①被害に伴う賠償・補償の極小化、②福島第1原発事故の責任の棚上げ、③原発過酷事故との共存の優良事例の構築（国際原子力マフィアとの共同作業）
  - (2) 「風評被害」は消費者・国民をバカにした言葉（「風評被害」ではなく「実被害」）